

## 茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部改正の考え方について

### 意見募集の実施

市では、平成26年6月に建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「新法」という。）が公布されたことにより定期報告の対象が見直されたため、茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部改正に向けて作業を進めています。

このたび、茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部改正の考え方について素案がまとまりましたので、皆様からご意見を募集し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した同規則の改正に向けて作業を進めていきます。

### 改正の背景・目的

定期報告の対象につきましては、これまで建築基準法令で定められた一定の建築物又は建築設備等の中から特定行政庁が規則で指定することとされてきましたが、近年、高齢者等が居住する施設等において火災による大きな被害が発生したことなどから、新法、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年1月15日政令第6号。以下「新政令」という。）及び定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年1月21日国土交通省告示第240号）により、特に安全性を確保する必要性が高い建築物等として、高齢者・障害者等が就寝する施設や不特定多数の者が利用する施設で一定規模以上のもの等について、法令により一律に定期報告の対象とされ、それ以外の法令で定められた一定の建築物又は建築設備等については、特定行政庁（茅ヶ崎市長）が地域の実情に応じて定期報告の対象を指定することとなりました。

このことから、これまで茅ヶ崎市建築確認等取扱規則で定期報告の対象として定めていた建築物又は建築設備等について見直しを行うため、素案をまとめました。

### 規則改正の概要

#### ① 定期報告の対象となる建築物について

新政令では、特に安全性を確保する必要性が高い建築物等として、高齢者・障害者等が就寝する施設や不特定多数の者が利用する施設で一定規模以上の建築物が定期報告の対象として定められました。これらの建築物はこれまで市が規則で定めて定期報告の対象としている建築物の用途が含まれているものであるため、法令に合わせます。

#### ② 定期報告の対象となる建築設備等（昇降機）について

新政令では、これまで市が規則で定めて定期報告の対象としているテーブルタイプ※の小荷物専用昇降機が定められていないため、建築物及び建築設備の安全性の確保の観点から、これまでと同様に定期報告の対象として指定します。

※ テーブルタイプとは昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50センチメートル以上高いものをいいます。

### ③ 定期報告の対象となる建築設備等（昇降機以外）について

新政令では、これまで市が規則で定めて定期報告の対象としている機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置の建築設備が指定されていないため、建築物及び建築設備の安全性の確保の観点から、これまでと同様に定期報告の対象として指定します。

また、新政令で新たに追加された用途についても同様に、当該建築設備が設置されている場合には定期報告の対象として指定します。

### ④ 定期報告に係る周期について

建築物及び建築設備等（昇降機、建築設備及び防火設備）の定期報告の周期については、これまで市が規則で定めている周期と同様に1年に1回とします

詳細については、別添をご確認ください。

#### **規則の施行期日**

- ・平成28年5月下旬（公布予定）
- ・平成28年6月1日

#### **定期報告制度の概要**

建築物の所有者・管理者・占有者はその建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全を確保する必要があります。

このため、特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び換気・排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物については所有者・管理者に委ねるのではなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けている制度です。

建築物の定期報告対象 新旧対照表			
用途	改正前	改正後	(参考)
	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する定期報告対象	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する定期報告対象	建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）等による定期報告対象
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂	床面積 100 m <sup>2</sup> 以上 (屋外観覧場にあつては 1,000 m <sup>2</sup> 以上)	削除 (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの(屋外観覧場を除く。) ②客席の部分が 200 m <sup>2</sup> 以上(屋外観覧場を除く。) ③主階が 1 階にないもの(劇場、映画館又は演芸場に限り。)
集会場	指定なし	指定しない (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	
病院	床面積 300 m <sup>2</sup> 以上(2 以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶものに限る。)	削除 (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する 2 階の部分 <sup>*2</sup> の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上
診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	指定なし	指定しない (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	
児童福祉施設等	床面積 300 m <sup>2</sup> 以上(2 以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶもの。ただし、入所者のための宿泊施設を備えるものに限る。)	削除 (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> (就寝用途の児童福祉施設等 <sup>*3</sup> に限る。) ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する 2 階の部分の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上
共同住宅 <sup>*4</sup> 、寄宿舎 <sup>*4</sup>	指定なし	指定しない (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する 2 階の部分の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上
旅館、ホテル	床面積 300 m <sup>2</sup> 以上(2 以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分が避難階以外の階に及ぶものに限る。)	削除 (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する 2 階の部分の床面積が 300 m <sup>2</sup> 以上
体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	指定なし	指定しない (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する部分が 2,000 m <sup>2</sup> 以上
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	床面積 500 m <sup>2</sup> 以上	削除 (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する部分が 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ③当該用途に供する 2 階の部分の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	指定なし	指定しない (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	いずれかに該当するもの <sup>*1</sup> ①地階又は 3 階以上の階をその用途に供するもの ②当該用途に供する部分が 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ③当該用途に供する 2 階の部分の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上
提出周期	改正前	改正後	(参考)
	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する提出周期	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する提出周期	建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）等による定期報告対象
定期報告対象建築物	1 年	1 年	6 月から 3 年までの間隔において市が定める時期
備考			
※1 該当する用途が避難階のみに供するもの並びに地階及び 3 階以上の階の該当する用途が 100 m <sup>2</sup> 以下のものを除く。			
※2 当該部分に患者の収容施設ある場合に限る。			
※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホームに限る。			
※4 サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型老人共同生活援助事業又は共同生活援助を行う事業に供するものに限る。			

建築設備等の定期報告対象 新旧対照表			
種別	改正前	改正後	(参考)
	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する定期報告対象	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する定期報告対象	建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）等による定期報告対象
エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	エレベーター <sup>*5</sup> 、エスカレーター <sup>*5</sup> 、小荷物専用昇降機(テーブルタイプ <sup>*6</sup> を含む。)	テーブルタイプ <sup>*6</sup> の小荷物専用昇降機	エレベーター <sup>*5</sup> 、エスカレーター <sup>*5</sup> 、小荷物専用昇降機(テーブルタイプ <sup>*6</sup> を除く。)
準用工作物	乗用エレベーター及びエスカレーター、ウォータージェット、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	削除 (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	乗用エレベーター及びエスカレーター、ウォータージェット、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、児童福祉施設等及び病院の床面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの又は百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗の床面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるものに設置されたもの	建築物の定期報告対象に設置されたもの	指定なし
排煙機を設けた排煙設備 非常用の照明装置	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、児童福祉施設等、病院、旅館、ホテル、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗の床面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるものに設置されたもの	建築物の定期報告対象に設置されたもの	指定なし
随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。)	指定なし	指定しない (建築基準法の一部を改正する法律等により定期報告対象として指定されたため)	建築物の定期報告対象に設置されたもの、又は、病院、診療所、共同住宅 <sup>*4</sup> 、寄宿舎 <sup>*4</sup> 、就寝用途の児童福祉施設等 <sup>*3</sup> にあつては、当該用途に供する部分の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以上に設置されたもの
提出周期	改正前	改正後	(参考)
	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する提出周期	茅ヶ崎市建築確認等取扱規則 で指定する提出周期	建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）等による定期報告対象
定期報告対象建築設備等	1 年	1 年	6 月から 1 年までの間隔において市が定める時期
備考			
※5 労働安全衛生法施行令第 1 条第 9 号に規定するエレベーター（労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。）のうち、同令第 12 条第 1 項第 6 号に該当するもの（積載荷重が 1 トン以上のもの）又は住戸内のみを昇降するものを除く。			
※6 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より 50cm 以上高いものをいう。			